第 3147 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年11月 8日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 小規模企業共済の承継

Q：私は、小規模企業共済に加入していますが、事業を息子に承継させるに当たり、小規模共済も引き継がせようと思っています。この場合、どのような取扱いになりますか？

A：贈与税の対象になります。

【解説】

小規模企業共済は、個人事業者の退職金制度ともいえるものですが、節税効果もあることから結構人気が高いようです。

この小規模企業共済の引継ぎについては、配偶者や子供が個人事業の全部を一人で譲り受ける場合や相続により引き継いだ場合で、次の要件のいずれも満たす場合に限り、引き継ぎが認められています。

① 旧契約者に共済事由が生じても共済金の請求をしないこと
② 共済事由が生じてから１年以内に申し出ること
③ 申し出た者が小規模企業者に該当しており、制度の加入資格を有していること

つまり、事業の全部を譲渡して承継する場合と相続により承継する場合に引継ぎが認められるのですが、これについては次のように取り扱われます。

- 相続により引き継いだ場合・・・相続税の対象になります。
- 事業の全部を譲渡して承継する場合・・・贈与税の対象になります。なお、この場合の課税対象となる額は、旧契約者が積み立てた納付済みの掛金相当額となります。